

申 入 書

平成21年 8月10日

東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

文化庁長官 玉井 日出夫 殿

東京都千代田区丸の内2丁目5番1号

文化庁文化部宗務課 宗教法人室 認証係長 ■■■■■ 殿

文化庁文化部宗務課 専門官 ■■■■■ 殿

文化庁文化部宗務課 宗教法人審議会 御中

全国靈感商法対策弁護士連絡会

代表世話人 弁護士 伊藤 和夫 (東京)

代表世話人 同 平岩 敬一 (横浜)

代表世話人 同 郷路 征記 (札幌)

代表世話人 同 中村 周而 (新潟)

代表世話人 同 河田 英正 (岡山)

東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5F

東京共同法律事務所

TEL : 03-3341-3133 FAX : 03-3355-0445

全国靈感商法対策弁護士連絡会

事務局長 弁護士 山口 広

第1 はじめに

1 当連絡会について

当全国靈感商法対策弁護士連絡会 (以下「当連絡会」といいます。) は、1987年5月、世界基督教統一神霊協会 (以下「統一協会」といいます。) が、

その資金集めのために全国で組織的に行ってきた、いわゆる靈感商法の被害者の救済と新たな被害発生を防止するために、代表世話人弁護士らが中心となり、全国300余名の弁護士が賛同して設立した団体です。

2 本申し入れに至る経緯

(1) 当連絡会は、文化庁宗務課に対し、再三にわたり、統一協会の活動における入教勧誘・教化の目的が不当なものであること、入教勧誘・教化の方法が対象者の信教の自由を侵害する違法なものであることを認める裁判例が多数出され、最高裁判決でも確定していることなどを申し入れてきました。特に、平成16年9月16日には、上記状況にもかかわらず統一協会が違法行為を継続していること等を理由として、宗教法人法に基づき、統一協会に対し解散請求、事業停止命令を行うこと、少なくとも統一協会が行う事業に対し質問権を行使し、違法活動が認定されれば事業停止命令を行うことを求める申し入れを行いました。

しかし、現在に至るまで、上記の行政処分や質問権の行使はいずれも実行されるに至っておりません。

(2) 一方、この間、統一協会の関連企業、関連団体において多くの信者が刑事事件を引き起こしました。特に、2007（平成19）年10月以降、全国的に、統一協会の関連企業に対する刑事摘発が相次いでいます。（資料1は統一協会の関連会社、信者等が引き起こした刑事事件の一覧表であり、2007（平成19）年10月以降の事件は同表の17番以下の事件です。）。

ここに至り、統一協会が組織的に違法な活動を信者にさせてきたことは、民事上のみならず刑事上もより明白になったものといえます。

このような状況の中で、統一協会に対し依然として宗教法人格が付与されたまま、税務上の優遇が認められる等し、結果的に統一協会の違法活動が助長されているのは、到底許されるものではありません。

(3) そこで、当連絡会は、貴庁らに対し、改めて、第2の申し入れの趣旨記載

の各行政指導ないし行政処分を速やかに行い、一刻も早く統一協会の違法活動による被害者がこれ以上拡大しないようにして頂きたく、本申し入れを行います。

第2 申し入れの趣旨

1 質問権の行使

文化庁及び同庁宗務課におかれましては、宗教法人世界基督教統一神霊協会に対し、同会の組織的違法活動の実態を把握するため、別紙1の質問事項等について質問権を行使することを求めます（宗教法人法78条の2第2項）。

2 事業停止命令

文化庁及び同庁宗務課におかれましては、前項の質問権行使による調査の結果等に基づき、宗教法人世界基督教統一神霊協会に対し、同会の収益を目的とした事業活動の一切、特に印鑑、数珠、水晶製装飾具、及び高麗人参濃縮茶の販売並びにビデオセンターへの誘い込みについて、事業停止を命ずるよう求めます（宗教法人法79条1項）。

3 宗教法人の解散請求

文化庁及び同庁宗務課におかれましては、宗教法人世界基督教統一神霊協会に対し、解散請求をするよう求めます（宗教法人法81条1項）。

4 宗教法人審議会の意見

文化庁宗務課宗教法人審議会におかれましては、文化庁及び同庁宗務課からの諮問に対し、宗教法人世界基督教統一神霊協会に対する上記1項及び2項の各行政処分を積極的に行うべき旨の意見を出すことを求めます（宗教法人法78条の2第3項、同79条4項、同80条の2第1項）。

第3 申立の理由

1 統一協会の違法な活動

(1) 全国展開される違法な活動

ア 統一協会の違法活動については、前記平成16年9月16日の申入書でも触れたところであり、別紙2の裁判例一覧からも明らかです。

これらの事案では、個別の事案の違法性もさることながら、全国各地で同様の手口が、長年にわたって実行されていること、それが統一協会の指示により教祖文鮮明の意向に沿うもので教義上もなすべきこととして行われていることなどからして、統一協会の指示の下に、全国的、組織的に行われている違法行為であることが明らかです。

イ さらに、今般、統一協会の関連企業ないし関連団体の刑事摘発が多数なされたことから、現在当会が把握している刑事記録だけでも、統一協会の違法活動の実態が相当程度、具体的に解明されました。

その詳細は、資料1の内、17番の天守堂事件（沖縄）、21番のファミリーネットワーク事件（大阪）、22番の北玄事件（新潟）の刑事事件を分析した報告書（資料2）のとおりです。以下、統一協会が組織的に違法行為を行っていたことを示す重要な点について指摘します。

(ア) 統一されたマニュアルの存在

資料3は、統一協会の関連会社である天守堂（沖縄）の刑事事件（資料1の17番の事件）における印鑑販売マニュアルであり、かつ、統一協会の関連会社である北玄（新潟）の刑事事件（資料1の22番の事件）において発見された販売マニュアルと同一のものです。

このマニュアルを見ると、顧客の悩みを引き出す目的の下に姓名判断等の鑑定が実施され、これにより顧客の悩み事を把握し、そこにつけ込み、商品を販売する旨が明確に記載されています（資料3の3枚目以下）。

そして、このようなマニュアルが、同じ統一協会の販売会社で、しかも、沖縄と新潟という遠隔地で発見されていることは、これらの違法な

販売方法について、統一協会が全国的に、組織的に指導して行っていることを裏付けるものです。

なお、この販売マニュアルについては、天守堂（沖縄）の刑事事件では、従業員が店長から「これを読んで勉強したらいいよ」「マニュアルの内容をしっかりと覚えてね」などと言われてマニュアルの交付を受けた旨供述しており（資料4）、北玄（新潟）の刑事事件でも、従業員がこのマニュアルを「販売活動時に参考にした」旨供述しています（資料5）。

（イ）印鑑販売マニュアルの内容

資料3に記載された販売方法の違法性は、資料6（報告書）のとおりです。最初は、印鑑販売目的を一切秘して顧客に近づき、鑑定等により顧客の悩みを引き出し、その悩みにつけ込み、印鑑を何としてでも売り込むための手口が極めて具体的に記されています。

この手口は、特定証取引法違反となるばかりか、詐欺罪として刑事責任が問われるべきものといえます。

（ウ）販売マニュアルと被害実態の一致

上記販売マニュアルが実際に用いられ、これを販売員が実行して、顧客が悩み事につけ込まれて不安を煽られ、印鑑を購入させられている事実は、資料7の被害者の供述調書、資料8の被害者の供述調書（この被害者の被害は印鑑ではなく念珠ですが、手口は同一です。）から明らかです。

（エ）全国に同種の販売会社が存在すること

資料9の1は、ファミリーネットワーク事件（大阪、資料1の21番）事件において明らかになった、直近の統一協会の高麗人茶等の製品を販売する販売会社250社の一覧表であり、資料9の2はこれを業者の現住所別に整理したものです。もっとも、この中に印鑑を販売したこと

で摘発された(有)サンワールド沖縄（天守堂）や(株)北玄（新潟）、(有)サンジャスト福岡、(有)新世（東京）が含まれていることから分かるように、これらの店舗の多くが、高麗人参茶以外にも印鑑、水晶玉等の複数の商品を取り扱い、靈感商法を実施して統一協会の資金獲得活動を展開しているのです。

このように、統一協会は、刑事摘発された店舗以外にも、同種の販売会社を多数組織しています。また、これらの店舗は、刑事摘発を免れるため、しばしば商号変更を行うなどしています。したがって、今後同種の被害が生じないようにするためには、刑事摘発により個別の違法行為について刑事責任が追及されるのみでなく、これらの活動が統一協会による組織的なものであることを認定した上で、統一協会本体に対する行政処分を行う必要性が極めて大きいといえます。

（２）統一協会が指揮監督権限を認めていること

統一協会は、資料１のとおり、２００７（平成１９）年１０月以降、統一協会の関連会社に対する刑事摘発が相次いだことから、平成２０年５月から本年７月まで統一協会会長であった徳野英治が、２００９年３月２５日、資料１０の（表面。なお、裏面は平成８年１２月１５日に、当時の会長であった石井光治の声明です。）の声明を公表しました。この声明は、現在も統一協会のホームページ上に掲載されています。

この声明から明らかなおとおり、統一協会は、従前、統一協会とは無関係と主張していた販売会社における販売活動と、同じく統一協会とは無関係と主張していた信徒会と称する信者の集まりが行っていたとする献金勧誘行為及びビデオセンターでの信者獲得活動について、統一協会が指導する旨を明らかにしています。

前回の申し入れでもお伝えしたとおり、多数の裁判例において、信者らの違法行為が統一協会の事業の執行につき行われたものと認定され、統一協会

の法的責任が認められているにもかかわらず、統一協会は、献金勧誘活動やビデオセンターでの信者獲得活動が統一協会と無関係であるとの主張を繰り返してきました。

しかし、上記会長声明は、統一協会が全国におけるこれらの各活動について、具体的に指導することができる立場にいたことを、ようやく自ら認めるに至ったものです。また、この声明は、ここで列挙された先祖因縁や先祖解放等を理由にした献金勧誘活動、あるいは、献金先が統一協会であることを明かさずに献金勧誘活動を行っていたことなどを統一協会が自認したものと評価すべきものです。

なお、(有)新世（東京）の刑事事件において、平成21年7月1日、(有)新世、代表者及び従業員1名が公判請求されましたが、統一協会はその直後である平成21年7月14日、上記声明を出した徳野英治を更迭し、梶栗玄太郎を会長に就任させました。

しかし、上記声明は組織長である会長の声明である以上、会長が変わっても、その効力が左右されるものではないはずです。

貴庁らにおかれましては、上記声明を、販売会社や各信者への指導が可能であることを統一協会自身が認めていることを踏まえ、統一協会の販売会社や信者による違法活動について、統一協会自身の責任を厳しく追及していただきたいと思います。

資料10の裏面は、平成8年12月15日に、当時の統一協会会長であった石井光治が行った会長声明です。石井会長はこの声明において、布教活動について「本来、法人で行うべき」であり、「信者の自主的活動として布教活動が行われることに対しては、その実態を詳細に調べ、はっきりと指導すべきであったと反省するもの」としています。その上で、「今後は、信者の職業選択の自由や宗教活動の自由という憲法上の人権問題にも配慮しつつ、その社会的活動が誤解や批判を招かないよう、また、信者らの自主的な宗教

活動における布教と教育活動についても、それが正しく行われるよう宗教的立場から指導を行っていく方針であります」としています。

このように、平成8年の時点で、統一協会は、その信者が行う活動について、「実態を詳細に調べ」た上で、「指導を行っていく方針」であることを明示していたのです。ところが、今回の徳野会長の声明では、これまでそのような「指導・監督は行ってきませんでした。」と明記されており、上記石井会長の方針が何ら実行されていないと考えられます。そして、同協会はその後も違法活動を繰り返してきたのですから、石井元会長の上記声明は行政を欺くものであったといえます。

今回の声明が、再び上記のような行政、ないしは警察を欺くためのものであるかを明らかにする上でも、貴庁らにおいては、まず、上記石井声明における「実態の詳細な調査結果」と、それに基づく「指導」について、具体的な内容を明らかにさせ、その上で、何故今日まで違法な活動が継続しているのかを追及して頂きたいと思えます。

2 莫大な被害状況

- (1) 資料11は、統一協会の熊本教区において、資金管理を担当していた男性の陳述書と、同男性が脱会時に有していた統一協会の内部資料で、民事訴訟の証拠として提出されているものです。

同陳述書にあるとおり、統一協会は熊本教区からだけでも、平成16年に約13億円を、平成17年に約12億円を、平成18年に約7億円を送金させていることが判ります。

そして、当時の教区数は、資料11の資料①にあるとおり、全国に72教区があるのですから、熊本教区と都市部の間の献金及び物品販売の規模の差を考慮せずに単純に掛け合わせると、500億円から1000億円程が、毎年、全国の教区から統一協会に送金されていることとなります。

- (2) 資料12は、当連絡会がまとめた年報ですが、58頁以下では、1987

年以降の統一協会の被害集計が掲載されています。

これは、あくまでも被害窓口に寄せられた被害の集計ですが、それだけでも、その21年間にわたる被害総額は1061億7425万2646円に及びます（同58頁）。

そして、上記熊本教区の資料から推定される全国の被害金額からすれば、これらの莫大な被害でさえも、氷山の一角に過ぎないことが判ります。

- (3) このような莫大な金員を集めていることについて、統一協会が収支計算書（宗教法人法第25条）に記載しているとは到底思えません。この点についても、貴庁で把握されている統一協会の収支計算書との比較において、具体的かつ詳細な質問を行い、全国における統一協会の被害実態を明らかにすべきです。

3 各行政指導、行政処分について

(1) 質問権について

宗教法人法は、78条の2第1項において、宗教法人について同項各号に該当する疑いがあると認められる場合には、同法を施行するため必要な限度において、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営に関する事項に関し、当該宗教法人に対し報告を求め、又は質問することができる旨定めています。

この点、統一協会は、以下(2)、(3)で述べるとおり、同項1号（「当該宗教法人が行う公益事業以外の事業について第6条第2項の規定に違反する事実があること」）及び3号（「当該宗教法人について第81条第1項第1号から第4号までの一に該当する事由があること」）に該当する疑いが十分に認められます。

このような状況に鑑み、文化庁及び同庁宗務課において、別紙1記載の事項、その他貴庁において統一協会の違法な活動を把握される上で必要と認識される事項について、質問権を行使し、直接、その実態を把握すべきである

旨を強く申し入れる次第です。

なお、過去の申し入れにおいて、貴庁担当者は、質問権を行使しても正直な回答が無い場合次を取る手だてがない旨述べていました。しかし、これだけ多数の民事判決や刑事処分例がある以上、それを無視する回答であれば、より一層、統一協会の反社会性が明らかになり、十分次の手段につなげることができはらずです。

(2) 事業停止命令について

宗教法人法は79条1項において、宗教法人が行う公益事業以外の事業について同法第6条2項に違反する事実があると認めた時は、当該宗教法人に対し、1年以内の期間を限り、その事業の停止を命じることができると定めています。

そして、同法6条2項は、宗教法人は、その目的に反しない限り、公益事業以外の事業を行うことができる旨定めていることから、同項に反するとは、当該宗教法人の目的に反して公益事業以外の事業を行った場合、ということになります。

この点、統一協会の目的は「宇宙の創造神を主神として、聖書原理解説の教義をひろめ儀式行事を行い信者を教化育成する為の財務及び業務並びに事業を行う事。この法人はその目的達成に資するため出版業を経営する。」とされていますが、既に指摘した、統一協会が販売会社を用いて行っている事業は違法行為であり、当然、上記目的にも反するものです（違法行為が目的に合致する宗教法人がそもそも認められるはずがありません。）。

したがって、統一協会の行う、各販売会社での収益活動は、いずれも宗教法人法6条2項に反するものであり、事業停止命令の対象となるものです。

(3) 解散請求について

宗教法人法は81条1項において、裁判所は宗教法人について同項各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、所轄庁、利害関係人若しく

は検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる、と定めています。

この内、統一協会が繰り返し行っている献金勧誘行為及び信者獲得活動は、

①法令に違反し、著しく公共の福祉を害している（同項1号）

②宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしている（同項2号）

ものです。

統一協会の責任を認める判決が繰り返し出され、かつ、統一協会の関連会社に対する刑事摘発が相次いでいる現状からすれば、貴庁は所轄庁として、統一協会の解散請求を行うべきものです。

（4）宗教法人審議会について

宗教法人法上、質問権行使及び事業停止命令の際には宗教法人審議会の意見を聞くものと定められており（同法78条の2第2項、79条4項）、また、同審議会は、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項について、いかなる形においても調停し、又は干渉してはならないと定められています（同法71条4項）。

しかしながら、上記指摘してきた統一協会の活動は、その信仰や宗教上の事項と離れて、明らかに違法性が認められるものです。この点、別紙2の各民事裁判例も、統一協会の活動の違法性について、宗教の自由として認められた社会的相当性を逸脱したものと認定しており、当該違法行為に対しては、信仰、宗教上の事項と離れて規制することが十分に可能かつ必要であるといえます。

特に、多くの判決は、統一協会のこれらの違法行為が「被勧誘者の信教の自由を侵害している」と判示しているのですから、宗教法人法の立法趣旨からしても、このような違法行為が容認、放置されるべきでは決してありません。

したがって、同審議会においては、文部科学大臣からの諮問に対し、積極

的に上記各行政処分を行うべき意見を述べていただきたいと思います。

4 最後に

資料13は、オウム真理教の坂本弁護士一課殺害事件における捜査について、神奈川県警が、初動捜査や指揮体制、捜査の長期化及び広域重要組織犯罪への対応について、反省と教訓を示した内部記録をまとめたことを報じた読売新聞の記事（平成16年2月26日夕刊）です。注視すべきは、神奈川県警が、オウム真理教が宗教法人格を有していたことが、捜査上の障害になったと指摘していることです。

統一協会による違法行為も、前記のとおり全国各地に及ぶものであり、広域に及ぶ組織犯罪であることに変わりはありません。

そして、このような違法行為を全国的に繰り返している団体に対しては、行政が一体となり、今後の被害者の発生を防ぐ取り込みを行うべき必要性が極めて大きいものです。

既に靈感商法被害の被害が拡大してから20年以上の年月が経過しており、その間、莫大な被害が生じ、また現在も被害は生じ続けています。

是非、上記神奈川県警の反省を活かし、一刻も早く上記行政措置が講じられることを望みます。

以上

添付資料

- 1 質問事項一覧（別紙1）
- 2 民事裁判例一覧表（別紙2）

別紙 1

質問事項一覧

1 物品販売について

(1) 統一協会は、資料 9 の 2 の全国の販売会社といかなる関係にあるか。

なお、資料 9 の 2 以外に統一協会の関係する販売会社がある場合、その具体的名称と所在地の回答を求める。

(2) 資料 9 の 2 の販売会社の、役員及び従業員に統一協会の信者がいるのはいか。

(3) 統一協会は、資料 9 の 2 の販売会社の売上状況その他の状況をどのような方法で把握しているのか。福岡教会の捜索で各販売会社の売上実績表等が押収されたのは、各教会で同様の実績掌握をしている証拠ではないのか。

(4) 一連の刑事摘発・略式命令の記録及びこれらの事件の報道等によれば、摘発を受けた各販売会社の役員・従業員はいずれも統一協会の信者であり、違法な販売活動による多額のリベート・給与等が多数の従業員に支給されていることになっているにもかかわらず、実際にはその一部しか支給されず、表向きの支給額との差額が、統一協会に個人献金という形で渡っているとの疑いがある。

そこで、この観点から、次の事項について調査し、報告することを求める。

ア 刑事摘発を受けた各販売会社の過去 10 年間の各年毎の売上金額、従業員数、各従業員に対する給与、リベート等の支給額

イ 上記アの各従業員が協会に対してなした過去 10 年間の各年毎の個人献金額

ウ 上記アの各販売会社が実際に雇用していた従業員以外の者に、売上金の全部又は一部を交付していたことがあれば、上記ア、イ同様の人数、支給金額、個人献金額

(5) 資料 3 の販売マニュアルは、全国の異なる地域から発見されたものであるが、

ア この販売マニュアルの作成者は統一協会信者か。

イ 資料9の2の販売会社の内、他にもこの販売マニュアルを使用している会社はあるか。

ウ 統一協会はこの販売マニュアルに基づく販売活動を教義や教祖の指示として行わせているとの指摘があるがどうか。

(6) 上記各販売会社における事業は、統一協会の全国の地域組織の違法活動と連動しているのか。その関係を説明されたい。

2 石井会長の声明について

(1) 資料10(裏面)は、平成8年12月15日、当時の世界基督教統一神霊協会(以下「統一協会」という。)会長であった石井光治の声明である。

同声明では、統一協会は「信者の自主的活動として布教活動が行われることに対しては、その実態を詳細に調べ」、今後は「信者らの自主的な宗教活動における布教と教育活動についても、それが正しく行われるよう宗教的立場から指導を行っていく方針」である旨明示されている。

そこで、上記声明において明示された、統一協会が行った信者の自主的活動の実態に対する詳細な調査の結果と、それに基づく具体的な指導について、

ア 詳細な調査を実際に行ったか。

イ 調査を行ったとした場合、具体的な調査結果は。

ウ 具体的な指導を行ったか。

エ 指導を行ったとした場合、いつ、どのような方法で行ったのか。

を明らかにするよう求める。

(2) 資料10の表面にあるとおり、平成21年3月25日、当時の統一協会会長徳野英治は、改めて、信者の献金奨励、勧誘活動、ビデオ受講施設等における教育活動について指導する旨の声明を出している。

この指導は、上記石井会長声明に基づいて行われた指導と具体的に如何なる違いがあるか、あるいは同様のものか。

3 全国からの収集金額について

(1) 資料11は、全国の教区、教域における目標達成率が記載された一覧表であるが、

ア この一覧表の作成者は誰か。

イ 統一協会が、このような一覧表を作成し、全国からの集金状況を指揮し、把握していることは事実か。

ウ 統一協会がこのような一覧表を作成している目的は何か。

(2) 資料2の別紙⑮の地区店長会議報告からは、統一協会の各地区の店長の会議において、当該地区の実績の確認や、各課題についての対策が講じられていることが見てとれる。

統一協会では、このような会議を全国的に開催しているのか。

その開催頻度、開催目的について回答を求める。

(3) 資料11を見ると、統一協会は、熊本教区からのみでも2004（平成16）年には年間7億円から13億円を送金させており、全国では500億から1000億円以上の金員を集めていると考えられる。

また、上記データによれば、全国各教区において、同様のコンピューターソフトにより、目標額、集金額、送金額等が集計、管理されていたものと思われるが、これを前提に、

ア 平成16年以降平成20年までの各年度で、統一協会が全国から集めた金員の合計額はいくらか。

イ 統一協会は、具体的にどのような方法で、全国から金員を集めているのか。

ウ 上記集計金額と、統一協会が提出している収支計算書の金額が乖離しているのは何故か。

(4) 資料11の資料②は、統一協会の本部事務局が各リージョン（現在の地区）、教区、教域、教会に宛てた事務連絡と思われるが、最下段に、各教区の目標についてはリージョンに問い合わせるようにとの記載がある。

ア この文書が、統一協会本部の作成であり、各リージョン・教区・教域・協会に宛てたものであることは事実か。

イ ここでいう目標値とは、いかなる目標を指すのか。

ウ この目標値は、どのようにして、何処が、あるいは誰が決定するのか。

※注 この質問事項は、当連絡会が保有する証拠等に基づくものにとどまっています。貴庁の有する独自の資料や関係省庁への照会等によって得た情報に基づきより効果的な質問をなされるよう要望するものです。)

資料説明書

2009年8月10日

全国靈感商法対策弁護士連絡会
 弁護士 川 井 康 雄

資料番号	標 目	作 成 年月日	作 成 者	資 料 説 明
資料 1	統一協会信者に対する刑事手続事例集	H21 1.末	全国弁連	<p>全国弁連が把握している、統一協会信者が引き起こした刑事事件をまとめたものである。</p> <p>特に注目すべき点として、</p> <p>①2009年10月以降、特商法違反での摘発が相次いでいること</p> <p>②薬事法違反については、1977年から数回にわたり同様の手口が全国各地で摘発されており、刑事摘発によっても活動内容が改善されていないこと、等が挙げられる。</p>
資料 2	報告書	H21 7.28	弁護士本間久雄	<p>統一協会の関連企業である、沖縄の天守堂、新潟の北玄、大阪のファミリーネットワークにおける各刑事事件の記録を検討した報告書である。</p> <p>各地の販売会社から統一の販売マニュアルが発見されたり、全国の販売会社の業績を競わせる一覧表や、全国の店長会議の存在を示す資料などが発見され、統一協会が全国的、組織的に靈感商法を行っていた実態が明らかとなっている。</p>

資料3	販売マニュアル	不詳	不詳	沖縄の天守堂、新潟の北玄で同一のものが発見された、印鑑の販売マニュアルである。
資料4	供述調書	H19 12.7	天守堂従業員	天守堂の事件における、営業担当の従業員の供述調書である。 2頁目において、各マニュアルについて、店長より、「マニュアルの内容をしっかりと覚えてね」と言われた旨が記載されている。
資料5	供述調書	H20 12.4	■■■■■	北玄の事件における、外交員であった■■■■■の供述調書である。 2頁に、印鑑の販売マニュアルを、販売の際に参考にした旨が記載されている。 また、3頁以下に、■■■■■自身、自ら行っていた鑑定が、商品販売のための勧誘そのものであったことを認めている（5頁）。
資料6	報告書	H21 7.30	弁護士川井康雄	北玄、天守堂のそれぞれで発見された共通の印鑑販売マニュアルの内容を分析した報告書である。 同マニュアルにおいて姓名判断があくまでも印鑑を購入させるために顧客の不安を把握するための手段として用いられ、その際には印鑑販売目的を一切告げないなど、違法な販売方法が記載されていることが明らかとなっている。

資料 7	供述調書	H19 11.28	天守堂の被害者	<p>天守堂の被害者の供述調書である。</p> <p>被害者が受けた姓名判断の際に、印鑑や物品販売目的が一切告げられず、家庭の悩みを聞き出され、これを改善するための方法として印鑑販売を勧められるなど、実際に印鑑販売マニュアルに沿った販売方法が採られていたことが分かる。</p>
資料 8	供述調書	H20 11.20	北玄の被害者	<p>北玄の被害者の供述調書である。</p> <p>被害者が受けた姓名判断の際に家庭の悩みを聞き出され、今年から来年にかけて大変なことが起きるなどと不安を煽られ、これを改善するための方法として慈愛念珠の販売を勧められるなど、慈愛念珠についても、印鑑販売マニュアルと同様の販売方法が採られていたことが分かる。</p>
資料 9 - 1	2008年 人参製品販売 取 扱店順位と評価	H20頃	統一協会	<p>これは、統一協会の関連企業の内、人参製品を取り扱う店舗について、その業績、評価を記載した一覧表である。</p> <p>この表からは、</p> <p>①統一協会が全国の人参製品販売店について業績の評価をし、売上を競わせていること</p> <p>②原価支払額を比較していることから、いずれの販社も同一の仕入先から人参製品を仕入れていることが推認できることが判る。</p>
資料 9 - 2	人参販社リスト	H21 6.19	全国弁連	<p>資料 9 - 1 の全国の販社を、現所在地別に整理した一覧表である。</p>

資料 1 0	新聞記事（中和新聞）	H21.4 H8 12.15	統一協会（中和新聞）	<p>表面は、平成21年3月25日に出された、当時の統一協会会長徳野英治の会長声明であり、裏面は、平成8年12月15日に出された、当時の統一協会会長石井光治の会長声明である。</p> <p>まず、裏面の平成8年12月15日の石井会長声明では、上から7段目において、統一協会が今後、信者による布教活動、教育活動について指導を行っていく方針であることが明示されている。</p> <p>また、表面の平成21年3月25日の徳野会長声明では、信者の献金奨励・献金勧誘活動、ビデオセンターにおける教育活動において、勧誘目的を明示すると共に、特定商取引法をはじめとする各種法令違反の批判を受けないよう配慮するようとの指示が明示されている。</p>
--------	------------	----------------------	------------	--

資料 1 1	陳述書	H20	元統一協会信者	<p>この陳述書は、平成19年8月に統一協会を脱会した、元信者のものである。</p> <p>この信者は、平成10年7月以降、熊本教区における、表に出せない会計を預かる裏総務であった者である。</p> <p>2頁で、本部から各リージョンに対し送金目標が割り当てられ、送金は実際に本部宛になされていたこと、大金の場合記録に残らないように現金で本部に持参されていたことが判る。</p> <p>3頁で、各リージョンの会議が開かれており、目標達成についての協議がなされていたこと、統一協会が、各リージョン、教区毎の目標達成率を競わせていたこと、総務の元には、献金以外にも、印鑑等の販売関係の店舗の売上金が含まれていたこと、本部が具体的に送金目標を文書で指示していたことが判る。</p> <p>5頁で、熊本教区だけでも平成16年に13億1393万円、平成17年に11億9816円、平成18年に7億660万円が統一協会本部に送金されていることが判る。</p> <p>6頁で、少なくとも熊本教区において、信徒会などという団体は存在しないことが判る。</p>
--------	-----	-----	---------	--

資料12	Annual Report	H21 4.22	全国弁連	<p>これは、全国弁連が発行している統一協会に関する年報である。</p> <p>年間を通じての統一協会問題が記載されている他、58頁以下において、1987年以降の統一協会の被害集計が記載されている。</p> <p>1987年から平成20年までの間の窓口に寄せられた被害総額は1061億円余りにのぼっていることが判る。</p>
資料13	新聞記事	H16 2.26	読売新聞	<p>平成16年2月26日の読売新聞の夕刊記事である。</p> <p>神奈川県警が、オウム真理教事件における、初動捜査の遅れなど、広域重要組織犯罪に対する対応の反省点を盛り込んだ内部記録をまとめていた旨が記載されている。</p>
資料14	新聞記事	H21 7.2	朝日新聞	<p>平成21年7月2日の朝日新聞の朝刊記事である。</p> <p>(有)新世の事件において、同社から従業員に対する給与が従業員の口座に振り込まれた直後にほぼ全額引き出されるなどしており、警視庁公安部は、新世の販売収益の一部が個人献金の形で統一協会側に流れていたとみている旨が記載されている。</p>